		2011 2014 - 2014 - 2014 - 2014
新	旧	備考
海外投資保険手続細則	海外投資保険手続細則	
平成13年4月1日 01-制度-00032 沿 革 (略) 平成24年3月16日 一部改正	平成13年4月1日 01-制度-00032 沿 革 (略)	
第1条 ~ 第3条 (略)	第1条 ~ 第3条 (略)	
(重大な変更の通知等) 第4条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を行ったときは、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	(重大な変更の通知等) 第4条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を加えたときは、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を加えた日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	
第5条 ~ 第16条 (略)	第5条 ~ 第16条 (略)	
(保険金支払請求) 第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする 者は、約款(株)第25条第1項又は約款(不)第25条第1項の 規定に基づき、同各条第2項で定められた期間内に、別紙様式 第15「海外投資(株式等)保険保険金請求書」又は別紙様式第	(保険金支払請求) 第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする 者は、約款(株)第25条第1項又は約款(不)第25条第1項の 規定に基づき、同各条第2項で定められた期間内に、 <u>別紙様式</u> 第15「海外投資保険保険金請求書(非常危険)」又は別紙様式	
16 「海外投資 (休込守) 保険保険金請求書」及び次の各号に 16 「海外投資 (不動産等) 保険保険金請求書」及び次の各号に 定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一 海外投資保険保険証券 二 損失計算の基礎となる証拠書類	第16「海外投資保険保険金請求書 (年用危険)」及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一 海外投資保険保険証券 二 損失計算の基礎となる証拠書類	
三 保険金請求までの経過概要を記載した書類 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡 担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は 譲渡担保権者からの委任状又は同意書	三 保険金請求までの経過概要を記載した書類 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡 担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は 譲渡担保権者からの委任状又は同意書	

五 その他参考となるべき書類

五 その他参考となるべき書類

第 18 条 ~ 第 28 条 (略) 第18条 ~ 第28条 (略) 附則 この改正は、平成24年4月1日から実施する。 別表 1 別表 1 海外投資保険提出書類一覧表 海外投資保険提出書類一覧表 提出先は本店とする。 提出先は本店とする。 様式番号 提出書類 様式番号 提出書類 提出部数 提出部数 $1 \sim 14$ (略) 1 ~ 14 (略) <u>15</u> ・<u>海外投資(株式等)保険保険金請求書</u> 1(1)

 15
 ・海外投資保険保険金請求書(非常危険)
 1(1)

 16
 ・海外投資保険保険金請求書(信用危険)
 1(1)

 16 ・海外投資(不動産等)保険保険金請求書 1(1) $17 \sim 27$ (略) $17 \sim 27$ (略) 別表 2 (略) 別表 2 (略)